

2021(R3)年度 暮らしを守る仕組み(小さな拠点)づくり促進事業費補助金

都市部に比べ急速に人口減少や高齢化が進んでいる中山間地域において、人口減少下でも住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、集落を越えた地域において、住民主体による地域の暮らしを守るための仕組みづくりの取組を支援します。

1. 取組支援事業【間接】

地域住民での話し合いにより、地域課題解決を実践する広域的な地域運営組織の設置・運営、遊休施設等を活用した拠点施設の整備、地域に暮らし続けるための仕組みづくりに係る計画策定や試行・実施に必要な経費を支援

- 1) 補助対象経費
 - ・ 計画策定の検討に係る経費
 - ・ 研修・専門家招へいに係る経費
 - ・ 試行に係る経費 等
- 2) 事業実施主体 市町、広域的な地域運営組織（準備段階の組織を含む）又は市町が同等と認める団体 等
- 3) 県補助限度額 1 拠点あたり100万円（補助率：県 2 / 3） ※市町は別途、事業費の 1 / 3 負担

2. 担い手育成支援事業【間接】

活動拠点を活用した取組で、地域課題の解決に向けた取組を行うなど小さな拠点づくりの取組を行う団体が、活動に従事する担い手（次世代リーダーとして概ね60歳以下とする）を雇用・確保し、育成するのに必要な人件費及び活動費を支援

- 1) 補助対象経費
 - ・ 担い手の人件費及び活動費（給料・社会保険料・旅費等）
 - ・ 担い手に対する研修等に必要な経費（受講料、旅費等）
 - ・ 地元での研修会、イベント開催等に必要な経費（講師謝金・旅費、使用料等）
 - ・ その他事業実施に必要な経費 等
- 2) 事業実施主体 広域的な地域運営組織（準備段階の組織を含む）又は市町が同等と認める団体 等
- 3) 県補助限度額 1 拠点あたり150万円／年（補助率：県 1 / 2）
※市町は別途、事業費の 1 / 2 負担
（事業開始から 3 年間の限度）



【暮らしを守る仕組み（小さな拠点）づくり】

住み慣れた地域に安心して暮らし続けることができるよう、小学校区など複数の集落で構成される基礎的な生活圏において、多様な主体と連携して、住民同士の話し合いを通じた地域住民の自主的・主体的な活動により、地域での生活を支えるための取組を進めるものです

<取組事例>

(1) 生活機能・サービス確保

日常生活に必要な機能・サービス（移動、買い物、見守り、医療・福祉等）の確保を図る取組

（活動具体例）住民共助による外出支援、配食、移動販売等の買い物支援、声かけ・見守り、サロン等居場所づくり、健康増進対策、雪かき支援、家事支援ボランティア、福祉サービス 等

(2) 産業振興・域外交流等

雇用や生きがいを生み出し、地域内消費の維持・拡大を目指すとともに地域外からの収入の確保を図る取組

（活動具体例）特産品の加工・販売、農家レストラン等の起業、都市住民との体験交流 等